

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
16 犯罪被害者等のための施設等の改善	173	166	△8	事情聴取等の捜査活動等において、被害者が安心して相談できる施設等を確保することにより、犯罪の潜在化の防止のほか、被害者の精神負担の軽減を図っている。
(1)被害者対策用車両の整備	145	138	△7	
(2)警察施設外の相談会場借上げ	14	14	0	
(3)犯罪被害者支援活動用携帯電話の整備	2	1	△1	
(4)性犯罪捜査証拠採取セットの保有	13	13	0	
[刑事手続への関与拡充への取組]				
17 犯罪被害に対する通知	13	13	0	犯罪被害者に対し、加害者の検挙等の連絡を行う。
18 交通事故自動記録装置の整備	— 〔 121 〕 の内数	— 〔 122 〕 の内数	—	科学的かつ効率的な事故捜査と的確な被害者対策を推進するため、交通事故多発交差点への交通事故自動記録装置の整備に努めている。
[支援等のための体制整備への取組]				
19 ストーカー事案の被害者の安全確保のための措置	— 〔 152 〕 の内数	— 〔 112 〕 の内数	—	ストーカー規制法に基づく警告、検挙、援助のほか、他法令違反の検挙等の措置を講じている。
20 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱	25	25	0	警察職員のカウンセリング技術の向上及び精神的ストレスの軽減を図るため、部外の精神科医や臨床心理士等からのアドバイスを受ける。
21 少年の犯罪被害防止と被害少年の支援研究	23	20	△3	少年の犯罪被害の防止と被害少年の支援研究を行う。
22 「少年対話会」推進体制の充実強化	— 〔 12 〕 の内数	— 〔 17 〕 の内数	—	少年対話会モデル事業の成果を踏まえ、その手法を実務に浸透させ、実施水準の全国的斉一化を図るとともに、施策抑止効果を継続的に検証するための手法についての調査研究を行う。
23 民間団体への支援の充実	68	122	54	民間被害者支援団体が被害者支援に果たす役割の重要性をかんがみ、その活動の促進を図るために財政的支援の充実を図る。
新 (1)民間被害者支援団体等に対する活動支援	0	8	8	
(2)犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員に対する委嘱	13	20	7	
(3)民間の犯罪被害者相談員に対する委嘱	55	93	38	
[国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組]				
24 犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動	1	55	55	警察庁では、10月を犯罪被害者支援の広報実施月と定め、民間被害者支援団体と連携するなどして、犯罪被害者の置かれた実情の理解を広める広報啓発活動を実施している。

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
新 (1)民間被害者支援団体に対する広報啓発業務の委託	0	55	55	人身取引被害者に対する広報啓発活動のためのリーフレットを作成、配布し、被害者の早期発見を図ることにより、人身取引事犯の検挙と被害者の保護に努める。
(2)警察庁ホームページにおける犯罪被害者対策の諸施策の掲示	1	1	0	
新25 人身取引被害者に対する広報啓発用リーフレットの作成、配布	0	2	2	
法務省	185	280	95	
【重点課題に係る具体的施策】				
[損害回復・経済的支援等への取組]				
新1 損害賠償請求についての援助等	— 〔総合法律支援事業に係る運営費交付金等の内数(注) 4,504 の内数〕	— 〔8,415 の内数〕	—	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。 (注) 平成17年度予算額は、法律扶助事業費補助等に必要経費であり、平成18年度要求額は、支援センター設置までの間の同事業費2,435百万円と支援センター運営費交付金5,980百万円の合計額である。
[精神的・身体的被害の回復・防止への取組]				
2 被害者等に対する情報提供	7	7	△1	1 全国統一の被害者等通知制度 2 被害者等に対する出所情報の通知制度 3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所
3 被害者の視点を取り入れた教育	33	29	△4	刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点」を取り入れた教育の実施
[刑事手続への関与拡充への取組]				
4 被害者等調査及び犯罪被害者等への対応の充実	14	14	1	仮釈放審理等における被害者等への調査、及び被害者等からの相談等への対応を行う。
[支援等のための体制整備への取組]				
5 被害者等からの相談への対応	131	229	98	
(1)被害者支援員の配置	106	184	78	被害者等から被害相談、裁判傍聴の付添い、各種支援団体への紹介等刑事手続に関する相談業務を行う被害者支援員を配置
(2)被害者ホットラインの設置	1	1	0	被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設
(3)刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等	23	43	21	検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成・配布、DVD制作、ホームページの運用管理
6 人権相談	— 〔人権擁護関係予算の内数 4,176 の内数〕	— 〔3,965 の内数〕	—	相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応（「子どもの人権110番」、「子どもの人権専門委員」によるものを含む。）

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
7 人権侵犯事件の調査・処理等	— 〔 4,176 の内数 〕	— 〔 3,965 の内数 〕	—	人権侵犯事件の調査・処理による被害者（犯罪被害者等を含む。）の被害の救済及び予防
新8 相談及び情報の提供等	— 〔 0 の内数 〕	— 〔 5,980 の内数 〕	—	<p>日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。</p> <p>日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。</p> <p>日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分に連携する。</p> <p>日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。</p> <p>日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）、地方公共団体（捜査機関を含む。）、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。</p>
新9 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究	0	1	1	配偶者暴力及び児童虐待の実態調査、被虐待経験と非行・犯罪との関連についての実態調査を行うとともに、我が国における新たな施策立案に資するための提言を行う。
[国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組]				
10 人権啓発活動	— 〔 4,176 の内数 〕	— 〔 3,965 の内数 〕	—	人権週間を中心に全国各地で、講演会、シンポジウム、座談会等の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。
文部科学省	—	—	—	
【重点課題に係る具体的施策】				
[精神的・身体的被害の回復・防止への取組]				
1 スクールカウンセラー活用事業補助の一部	— 〔 4,217 の内数 〕	— 〔 4,217 の内数 〕	—	外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実を図る。
2 子どもと親の相談員等の配置の一部	— 〔 501 の内数 〕	— 〔 500 の内数 〕	—	小学校の教育相談体制を充実するとともに、校内の生徒指導体制の強化・充実を図り、警察などの関係機関との連携強化についての取組に関する調査研究を実施する。

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
3 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部	「独法」－ 〔 1,957 の内数 〕	「独法」－ 〔 1,611 の内数 〕	－	生徒指導又は教育相談を担当する指導主事等に対し、不登校・いじめ等の問題行動や児童虐待等の生徒指導上の今日的諸課題について、最新の知見や全国的動向、研究成果、対応方策に関する必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が、行われるための研修を実施する。(独立行政法人教員研修センター)
4 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究の一部	－ 〔 15 の内数 〕	－ 〔 10 の内数 〕	－	児童虐待防止法の改正や児童虐待の深刻な状況を踏まえ、国において児童虐待防止に向けた先進事例の研究成果を全国へ普及させるとともに、本成果を活用した研修モデルプログラムを作成・試行する。
5 問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業の一部	－ 〔 76 の内数 〕	－ 〔 51 の内数 〕	－	非行等の問題を抱える青少年の立直りの支援策として、地域のボランティア団体等と連携・協力し、社会奉仕活動などを行うことができる継続的活動の場(居場所)を構築する。
6 家庭教育支援総合推進事業の一部	－ 〔 1,074 の内数 〕	－ 〔 987 の内数 〕	－	行政と子育て支援団体等が連携し、子育てサポーターの資質向上を図るリーダーの養成や、親が参加する多様な機会を活用した学習機会の提供など家庭教育支援のための総合的な取組を推進する。
[支援等のための体制整備への取組]				
7 スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業の一部	－ 〔 836 の内数 〕	－ 〔 836 の内数 〕	－	不登校児童生徒に対し、より一層きめ細かな支援を行うため、学校・家庭・関係機関が連携した効果的なネットワークの在り方とともに、ひきこもりがちな不登校児童生徒やその保護者に対応するため訪問指導員を指定地域に配置し、効果的な訪問指導の在り方について調査研究を行い、不登校児童生徒に対する地域ぐるみのサポートシステムを整備する。
8 問題行動に対する地域における行動連携推進事業の一部	－ 〔 528 の内数 〕	－ 〔 525 の内数 〕	－	問題行動を起こした児童生徒への適切な緊急対応を行うサポートチームの取組の強化、児童生徒の立直りを支援する自立支援教室の振興を図り、児童生徒の問題行動に適切に対応するための総合的なシステムを整備する。
9 科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムの一部	－ 〔 39,500 の内数 〕	－ 〔 39,800 の内数 〕	－	科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムにおいて、東京医科歯科大学の山上教授を代表者とする研究課題「犯罪、行動異常、犯罪被害者の現象、原因と治療、予防の研究」を平成17年度から3年間実施する。